

(様式2)

指定管理者制度導入施設の管理運営状況【対象年度:平成28年度】

※1～6:所管課記入、7:指定管理者記入、8～9:指定管理者及び所管課記入、10:指定管理者及び所管課記入(実施した場合)

所管部・課	県民文化部 文化政策課
指定管理者	一般財団法人 長野県文化振興事業団

1 施設名等

施設名	長野県飯田創造館	住所 電話 ホームページ	長野県飯田市小伝馬町1-3541-1 0265-52-0333 http://iidasozokan.sakura.ne.jp/
-----	----------	--------------------	--

2 施設の概要

設置年月	昭和54年12月	根拠条例等	長野県都市公園条例
設置目的	住民福祉の増進に寄与することを目的に設置する。県民の芸術文化活動に参加する機会を提供するため		
施設内容	・創作室14部屋(1階:5部屋、2階:4部屋、3階:1部屋、4階:4部屋) ・電気・灯油窯室、木工芸室、備品保管庫等 ・駐車場60台		
利用料金	・創作室(400～11,500円)・備品(150～3,300円) ・電気窯(1時間150～300円)、電気器具(1kw以内1時間20円)		
開所日	毎週水曜日休館		
開所時間	9:00～22:00		

3 現指定管理者前の管理運営状況

期間	管理形態	管理受託者又は指定管理者等
～平成17年度	管理委託	財団法人長野県文化振興事業団
平成18年度～20年度	指定管理	財団法人長野県文化振興事業団
平成21年度～23年度	指定管理	財団法人長野県文化振興事業団

4 報告年度の指定管理者等

指定管理者	一般財団法人長野県文化振興事業団	指定期間	平成24年4月1日～29年3月31日(5年間)
選定方法	公募(応募者数:3)		

5 指定管理料(決算ベース)

平成28年度(A)	平成27年度(B)	差(A)-(B)	※(A):当該年度、(B):前年度(以下同じ)
25,767 千円	26,075 千円	△ 308 千円	
	増減理由	経費削減に努めたため。	

6 指定管理者が行う業務

・施設及び設備の維持管理に関する業務 ・創造館の利用の許可及び利用料金に関する業務 ・文化の振興に資する事業の企画及び実施に関する業務 ・上記業務に附随する業務

7 利用実績等

(1) 利用実績【指標:稼働率】

(単位:%)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度(A)	61.8	70.0	67.1	69.3	70.1	72.0	70.9	70.3	60.7	56.0	58.3	80.5	67.4
平成27年度(B)	59.4	64.0	61.3	65.1	59.0	65.7	60.6	66.2	60.3	58.0	59.4	74.2	62.9
(A)/(B)	104.0	109.4	109.5	106.4	118.8	109.6	117.0	106.2	100.7	96.5	98.1	108.5	107.2
増減要因等	稼働率が低かった和室の需要が高まったこと等により稼働率が増加した。												

(2) 利用料金収入

(単位:千円)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成28年度(A)	587	579	529	596	580	549	536	607	538	582	538	537	6,758
平成27年度(B)	599	442	681	675	459	528	443	576	432	544	518	567	6,464
(A)/(B)	98.0	131.0	77.7	88.3	126.4	104.0	121.0	105.4	124.5	107.0	103.9	94.7	104.5
増減要因等	稼働率と連動し利用料金も増額となった。												

(3) 利用料金見直しの状況(前年度と比べて)

見直しの有無	見直した場合はその内容
無	

(4) 開所日・時間の見直し等の状況(前年度と比べて)

開所日数	開所時間	見直しの有無	見直した場合はその内容
平成28年度(A): 301日	平成28年度(A): 9:00～22:00	無	
平成27年度(B): 300日	平成27年度(B): 9:00～22:00		

(5) サービス向上のため実施した内容

・利用グループ代表者会議、運営協力会、管理運営委員会を開催し、要望や意見を頂くとともに、迅速に対応している。 ・公民館等から要望があった、創造館を拠点として活動するグループによる公民館事業への技術的な援助について、派遣要請に応えられるグループを一覧にし、情報提供した。

(6) その他実施した取組内容

当館利用者が多く利用する公園駐車場に関わる苦情については、管理者である飯田市や設置者である県建設事務所と密接な連絡をとり、その都度丁寧・慎重に対応している。
--

(7) 利用者の主な声及びその対応状況

・施設・設備の故障等については、職員の対応できる細かな修繕は直ちに対応し、大規模で高額なもの(排水ポンプ等)は、事業団本部や県に改修・修繕等の要望をしている。

(様式2)

8 管理運営状況(実施状況及びそれに対する評価を記入)

※項目は施設の状況に応じ加除修正してください。

項目	指定管理者	所管課	評価
施設の目的に沿った管理運営	協定書及び仕様書に基づいた管理運営を行った。	基本協定書、業務仕様書及び年度計画書に基づいた管理運営が実施されたと認められる。	B
平等な利用の確保	・利用予約は先着順を徹底し、平等な利用の確保に努めるとともに、急な申し込みに対しても対応し利用率を上げることに努めている。 ・展示会等については準備に相当期間を要することから、前年9月に翌年分を一括して利用希望を募り、調整を行って早期の予約許可を行っている。	平等な利用の確保ができたと認められる。	B
利用者サービス向上の取組	・施設及び設備の適切な使用に係る指導や展示作業の補助を行うなど利用しやすい環境をつくっている。 ・201号室のステージの壁クロス張替え、陶芸窯の炉床レンガ取替等を行い、利用者から好評を得た。 ・県事業で旧館の空調設備改修を実施していただいたことにより、各室で空調管理ができるようになり、利用者に好評である。	施設利用方法の改善や整備を行い、利用者の立場に立ったサービス向上の取り組みができたと認められる。	A
自主事業	・備品のサンドブラスト機を活用するスタンドグラス講習会を開催し、新たな創作分野の利用者を開拓することができた。 ・昨年の俳句入門講座に引き続き連句入門講座を開講し、文芸分野の充実に努めた。 ・絵画における新たな技法としてテンペラ画講習会を開催し、参加者に好評であった。 ・新人発掘事業の成果として「若造展」を開催し、若手芸術家の発表機会の拡大と交流促進を図っている。	特色ある自主事業が実施されており、施設の設置目的に寄与している。	A
職員・管理体制	・仕様書及び運営計画に基づき常勤職員7名体制(嘱託職員6名+臨時職員1名)で運営している。 ・毎月、館会議を開催し職員全員が達成目標と管理運営の課題等を認識し、利用向上に前向きに対応している。	仕様書及び年度計画書に基づく、適正な職員配置が行われている。	B
収支状況	収入32,675千円に対し、支出30,953千円(本社経費を含む)であった。	効率的な館運営に取り組んでいる。	B
総合評価	・一般的に協定書及び仕様書に基づき、良好に管理運営することができた。 ・今後も利用者のニーズ等を的確に把握し、管理運営に反映させるとともに、芸術文化活動の拠点施設をめざし努力したい。	おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な館運営が行われている。	B

<評価区分> A:仕様書等の内容を上回る成果があり、優れた管理運営が行われている。
 B:おおむね仕様書等の内容どおりの成果があり、適正な管理運営が行われている。
 C:仕様書等の内容を下回る項目があり、さらなる工夫・努力が必要である。
 D:仕様書等の内容に対し、重大な不適切な事項が認められ改善を要する。

9 施設管理運営の課題

項目	指定管理者	所管課
施設の管理運営の課題	・建物設備・備品の老朽化が進み、特に受電設備、水道配管等が劣化していて信頼性に不安がある。 ・利用者グループの活動が高齢化等で停滞傾向にある。 ・公園駐車場が容量不足で館利用者の利便性が確保できていない。	・施設及び設備の劣化等の課題に対しては、県全体のファシリティマネジメントの中で、計画的な修繕を行っていく。

10 第三者評価で指摘された事項の管理運営等への反映状況(第三者評価実施年度の翌年度以降に記載)

【実施年月日:平成26年11月14日】

第三者評価における指摘・意見等	管理運営等への反映状況	
	指定管理者	所管課
若年層への利用を促す等の方策が講じられていくべきである	若手芸術家の発表機会の拡大と、交流の促進を目指して「若造展」を創設するなど、芸術文化の底辺拡大を図っている。	若年層への利用促進に向けた自主事業が行われ、一定の成果を上げている。
創造館の存在と利用方法を地域住民に知らせる普及活動に一工夫してほしい	信州文化会館ネットワーク事業負担金事業により「茶に関する講演会」を開催し、茶文化の普及啓発を図るとともに、創造館に足を運ぶきっかけづくりを行った。 また、親子で参加できる自主事業のチラシを児童家庭に配布してもらうなど、広報面でも連携を進めている。	親子を対象とした事業や、信州文化会館ネットワークを活用した事業の実施により、効果的な普及活動に取り組まれている。
自主事業に文芸分野のものが無い	平成27年度から「俳句入門講座」(年4回を予定)を新設した。 平成28年度から「初めての連句入門講座」(年3回)を新たに設けた。	文芸分野の自主事業を取り入れ、利用促進に向けて積極的に取り組んでいる。